

第 1 1 回三木市・吉川町合併協議会

平成 1 6 年 1 1 月 2 5 日 (木)

様式第1号(第7条関係)

会 議 録

会議の名称	第11回三木市・吉川町合併協議会		
開催日時	平成16年11月25日(木) 開会 午後1時30分 閉会 午後4時8分		
開催場所	吉川町総合中央活動センター		
議長氏名	加古房夫		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
会議事項	1 議題	2 会議結果	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
会議の経過	別紙のとおり		
会議資料	第11回協議会会議資料 1式		
会 議 録 の 確 定			
確定年月日		署名押印	
平成16年12月22日		署名委員 西 垣 秀 美 印 西 原 雅 晴 印	

第11回三木市・吉川町合併協議会出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
1号委員	三木市	加 古 房 夫	
	吉川町	岩 波 勉	
2号委員	三木市	森 本 吉 治	
	吉川町	永 塩 崇	
3号委員	三木市	西 垣 秀 美	
	吉川町	田 中 修 身	欠
4号委員	三木市	井 川 隆 雄	
		和 泉 藤 枝	
		岡 田 保	
		小 河 壯 太	
		中 井 昭 八 郎	欠
		西 田 博 之	欠
		西 本 凱 昭	
		宮 脇 史 郎	
		安 福 恵 子	
		大 西 俊 昭	
	吉川町	大 前 政 博	
		亀 井 美 鈴	
		高 橋 早 弓	
		中 久 保 通 彦	
		西 原 雅 晴	
		西 山 利 幸	
		藤 田 芳 明	
		吉 田 ・ 規	
	共 通（県民局長代理）	櫛 笥 享 夫	
	顧 問	共 通	鷲 尾 弘 志

三木市・吉川町合併協議会幹事会等出席者名簿

区 分	団 体 名	氏 名	出席
幹 事	三木市	澤 田 頼 男	
		井 本 智 勢 子	
		網 谷 喜 明	
		告 野 衛 治	
		小 山 久 男	
	吉川町	小 西 利 隆	
		香 下 利 忠	
		長 谷 川 義 雄	
		岸 本 良 仁	
		小 俵 健	
	上 北 隆 昭		
健康福祉部会長	三木市健康福祉部長	清 水 静 夫	
健康福祉分科会長	三木市福祉課長	井 上 要 二	
健康福祉部副部会長	吉川町健康福祉課長	大 垣 早 苗	
産業経済部副部会長	吉川町地域振興課長	衣 笠 美 好	
国体分科会会長	三木市国体準備室長	小 山 義 郎	
国体分科会副会長	吉川町国体推進課長	藤 田 訓 宏	
教育総務分科会長	三木市教育委員会総務課長	篠 原 政 次	
教育総務分科会副会長	吉川町教育委員会教育総務課長	藤 本 幸 作	
学校教育分科会長	三木市教育委員会学校教育課長	森 浩 三	
学校教育分科会副会長	吉川町教育委員会学校教育課長	松 本 智 洋	
学校教育分科会	三木市教育委員会学校教育課	井 上 博 務	
学校教育分科会	吉川町教育委員会学校教育課参事	荒 尾 佳 代 子	
学校教育分科会	吉川町教育委員会学校給食共同調理場所長	岩 崎 健 二	
議会事務局部会	三木市議会事務局次長	細 川 務	
議会事務局副部会長	吉川町議会事務局長	森 本 幸 三	
企画分科会	三木市企画政策課長	藤 原 良 一	

三木市・吉川町合併協議会事務局出席者名簿

	団 体 名	氏 名	出席
事務局	局長	小 谷 政 行	
	次長兼 総務係長	藤 田 均	
	計画係長	梨 原 正 純	
	調整係長	廣 岡 喜 人	
	調整係主任	山 本 佳 史	
	総務係主任	廣 井 愛 邦	欠
	計画係主任	岩 崎 英 也	

第 1 1 回三木市・吉川町合併協議会会議次第

と き 平成16年11月25日(木) 13:30~
ところ 三木市役所 5階 大会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 17 号 住民説明会について(結果報告)

(2) 協議事項

協議第 37 号 新市建設計画について(継続)
協議第 54 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
協議第 55 号 事務機構及び組織の取扱いについて
協議第 56 号 使用料、手数料等の取扱い(その2)について
協議第 57 号 公共的団体等の取扱いについて
協議第 58 号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて
協議第 59 号 各種事務事業(イベント関係)の取扱いについて

継続審議
承認
承認
承認
承認
承認
承認

(3) 提案事項

提案第 60 号 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて
提案第 61 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
提案第 62 号 地域審議会の取扱いについて
提案第 63 号 特別職の職員の身分の取扱いについて
提案第 64 号 各種事務事業(情報関係事業)の取扱いについて
提案第 65 号 各種事務事業(社会福祉協議会)の取扱いについて
提案第 66 号 各種事務事業(行政区(自治会・行政連絡機構)関係)の取扱いについて
提案第 67 号 その他必要な事項の取扱い(その2)について
提案第 68 号 合併協定調印式について

5 その他

第 1 2 回三木市・吉川町合併協議会の日程について

日 時 12月22日(水) 午後1時30分より
会 場 三木市立教育センター 大研修室

6 閉 会

<p>小谷事務局長</p>	<p>開会 午後 1 時30分</p> <p>失礼いたします。皆さん、大変お忙しいところご苦労さまでございます。ご案内の時間がまいりましたので、これより第11回目の合併協議会を始めさせていただきたいと思っております。</p> <p>初めに当たりまして、加古会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
<p>加古会長</p>	<p>皆さんこんにちは。もう11月もわずかになったわけでございます。晩秋といいながらも大変寒さを感じるような時期でもございます。そうした本日、皆さん方お忙しい中お繰り合わせ、ご出席をいただきまして、第11回の三木・吉川町合併協議会を開催することができました。本当に皆さんご苦労さんでございます。</p> <p>今日まで11回協議会を開かせていただき、ご協議をいただきましたおかげで、ほぼ全体についての全貌がまとまってきたんじゃないかなと、こういう思いをいたしております。もう本日、そしてまたもう一度開いていただければ、全案についての協議が終了するかなと、こういう思いをいたしております。つきましては、どうかひとつ慎重にご審議をいただき、ご決定賜りますことをお願い申し上げます。</p> <p>また、10月の末日から11月23日まで、三木市におきましては8カ所で、吉川町におきましても4カ所で住民説明会を開かせていただきました。皆さん方もお忙しい中ご出席をいただき、いろいろとお聞き取りいただいたようなことでございます。その全貌等々につきましても本日ご報告を申し上げ、参考にさせていただければありがたいと、こう願うところでございます。皆さん方の今日までのご苦労に心から感謝いたしますとともに、本日も継続審議になっております、新市建設計画についてもできればご決定をいただければと、こういうような思いでございますので、どうかひとつよろしくお願いを申し上げ、始めるに当たりましてのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、早速ではございますけども、会議の進行につきまして</p>

<p>加古議長</p>	<p>議長の方よりお願いをしたいと思います。</p> <p>それでは、慣例によりまして議事を進行させていただきますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。</p> <p>本日の出席委員につきましては、3名の欠席がございますが、22名の出席でございますので会議は成立いたしております。どうかご了承を賜りたいと存じます。</p> <p>では、ただいまより第11回の三木市・吉川町合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>それでは、議事に入るに当たりまして、議事録署名人の指名を私の方からさせていただきます。今回の議事録署名人の委員につきましては、三木市の西垣秀美委員、吉川町の西原雅晴委員を指名させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速でございますが、議事に移る前にご報告事項として報告第17号 住民説明会について事務局よりご説明を申し上げ、またご指導賜りたいと存じます。事務局、説明を願います。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、事務局の方から説明をさせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。</p> <p>それから、まず最初に事務局の方から1点お知らせといたしますか、資料の差しかえを1点だけちょっとお願いをしたいと思います。これにつきましては、その部分にきますと改めて説明をさせていただきますけども、50ページのところで使用料、手数料の取扱いのところで、建設関係施設の公園の1つの部分が記載が漏れておりました。大変失礼をいたしました。その部分、三木山多目的広場の南グラウンド、その部分が記載漏れをしておりましたので、後ほどまた改めて説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、報告事項の説明を行わせていただきたいと思います。</p> <p>資料の1ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>報告第17号 住民説明会についての結果報告でございます。本日はお手元に配付をしております別紙の住民説明会の結果報告書をご</p>

らんになっていただきたいと思います。

この住民説明会につきましては、先ほど加古会長の方からごあいさつがありましたように、この10月から11月にかけて、三木市・吉川町合わせて12会場で説明会を開催をさせていただきました。特に出席者につきましては、三木市の方では10月30日の細川地区から11月21日青山地区まで8会場で、合わせて432名の出席をいただきました。また、吉川町の方では11月13日の中吉川地区から11月23日の上吉川地区まで4会場で175名の出席をいただきました。合計いたしますと607名の方にご出席をいただいたということでございます。

この説明会におきましては、協議会で調整をいただきました協定項目の調整内容とか新市まちづくり計画の概要についてご説明を申し上げます。これらに対しまして参加者の方からご意見をお聞きしたところでございます。

その主な質問、要望事項につきましてそこに掲げさせていただいておりますけれども、三木市の方では合併の必要性なり合併の効果、また三木市と吉川町の財政状況について、特に財政上のメリットは何かについてのご質問とか、財政計画について10年後に黒字化をしておるが、この改善方法はどのようなものかというお尋ね、また基金とはどのようなものかとか、議員の数、報酬はどうなるのか、さらに職員の給料はどうなるのか、職員の削減はどの程度にするのかといった質問もございました。

さらには、人件費を削減をしますと、市民サービスの低下につながるのかとか、公共交通の充実を望む声、中には神戸電鉄の複線化できないかというようなお尋ねもございましたし、ケーブルテレビの整備を進めるという説明をいたしましたけれども、補助制度の創設を検討してほしいとか、地上デジタル放送への対策に支援策はあるのかと。また、今回の災害にも絡みまして安心・安全なまちづくりの推進をしてほしい。さらには、今回の台風で大きな被害がござ

<p>加古議長</p>	<p>いましたけども、新市ではその災害対策を進めてほしいと、こういうご意見等々がございました。特に三木市の方では、協定項目の調整内容のほかに、新市まちづくり計画に関連するご意見、要望もたくさんあったかと思います。</p> <p>さらに次のページ、裏側を見ていただきますと、吉川町の方では支所の規模、機能についてはどの程度か、どのような内容になるのか。さらに、合併後すぐに住民サービスが低下しないようにしてほしいとか、合併特例債による事業はどういうものかとか、議員の取扱いはどうなるのか。合併以後の職員の削減等はどうなるのか等々、そこに上げておりますようなご質問、ご意見をいただいたところでございます。</p> <p>これらのご意見も参考にしながら、最終的な新市まちづくり計画を策定をしていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上で住民説明会の報告を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、この住民説明会の報告につきまして、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ないようでしたら、次に進めさせていただきますが、またお聞きのとくにご発言を願えればと存じます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>では、協議第37号の新市建設計画についてご協議をお願いいたします。この議題につきましては、3回ほど継続審議をさせていただいておりますので、十分なるご審議をいただきますことをお願いいたします。37号の説明を事務局よりお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第37号の説明をさせていただきます。</p> <p>継続審議となっておったものでございますけども、新市建設計画についての説明ということでございまして、資料の2ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>新市建設計画「新市まちづくり計画」につきましては、別添のとおりとするということで、3ページ以降にその内容を掲げさせていただいております。</p>

今回につきましては、県事業といたしまして県が三木市・吉川町の合併を支援していくための県政策、いわゆる県事業につきましてご提案をさせていただきます。

国・県は市町村の合併を推進するため、新市の事業に対して合併特例債や地方交付税の算定方法としての合併算定がえの優遇措置が定められております。あわせて合併特例法の第5条におきましては、新市建設計画の中に合併市町村または合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項を記載することを定められております。

このようなことから、県の各部署から提出をいただきました県事業について、新市建設計画の中に記載をいたしております。

まず、資料の3ページでございますけれども、3ページの方では修正箇所の対照表というものを上げさせていただいております。新市建設計画の目次におきましては、当初第6章に兵庫県事業の推進を設けておりましたけれども、市の事業と県の事業の一体性を図るために、第5章の新市の施策の中に県の事業も含めて併記をいたしております。したがって、修正後におきましては、第7章と第8章をそれぞれ繰上げをしております。

今回の資料は修正のあった5章を中心に載せておるものでございまして、具体的には建設計画の32ページになりますけれども、今回の資料では8ページのところをお開きをいただきたいと思っております。

資料の8ページのところですが、このちょうど中ほどのところに下線を引いておるものでございますけれども、これは新市の都市基盤整備を図るというものでございまして、特に三木市の中心部と吉川町の中心部を連絡する道路や各種公共施設の共同利用に資するための道路については、交通渋滞の解消や新市の均衡と一体性を図るため、県を初めとする関係機関と十分に連携をとりながら、順次計画的に整備を進めますという項を追加をさせていただいております。

加古議長	<p>次に、今回の資料では11ページになりますけども、11ページの方をお開きをいただきたいと思います。</p> <p>ここでは、新市の都市基盤整備を図るものとしたしまして、主に県事業としたしまして、道路建設事業について上げております。特に県道加古川三田線、県道三木山崎線等の整備推進について上げております。また、河川事業につきましては美嚢川、金剛寺谷川、志染川等の改修事業について記載を追加をいたしております。これらにつきましては、県において既に事業計画が認可されているものを上げさせていただいております、その他の事業につきましては、現在県の方で検討、調整をされておるところでございます。</p> <p>次の資料でいきますと、14ページをお開きをいただきたいと思えます。</p> <p>この14ページのところでは、農林事業としたしまして、ため池整備、また圃場整備、農道整備、土地改良施設の維持管理等、また産業基盤整備等としたしまして、吉川産業団地の整備促進についての県事業を記載をいたしております。これらにつきましては、必要に応じまして、市と調整の上計画的に事業化されるものと考えております。</p> <p>以上、今回、新市建設計画におきまして変更のあった箇所でございます。これは先ほども申し上げましたように、県事業が中心でございます、その説明をさせていただきましたが、この新市建設計画につきましては、次回、12月に予定をいたしております合併協議会でこれも含めまして、全体のまとめをしたいと考えております。</p> <p>以上で簡単でございますけども、説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま協議第37号について説明が終わったわけでございます。ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言いただきますことをお願いいたします。</p> <p>ご質問がないようでございます。つきましては、本日の協議でおおむねご了承をいただいておりますこととは存じますが、この新市の建</p>
------	---

<p>加古議長</p>	<p>設計画につきましては、最終の日に賛否をとらせていただき、決定をいたしたいと、このように存じますが、そのようなことでお諮りをいたします。</p> <p>協議第37号 新市建設計画につきましては、継続審議にすることといたしたいと存じますので、継続審議に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員挙手でございますので、新市建設計画につきましては、次の機会まで継続審議にすることに決定をいたしました。ありがとうございます。</p> <p>それでは、次に協議第54号 議会議員の定数及び任期の取扱いについてのご協議をお願いいたします。協議第54号の説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第54号に移らせていただきたいと思います。</p> <p>資料の21ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>この協議第54号につきましては、前回の協議会で提案をさせていただいた内容でございますけども、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとするというものでございまして、議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第3項の規定により、三木市の議会議員の残任期間、吉川町の区域に選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は3人とする、とするものでございます。</p> <p>次の資料22ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、編入合併の場合、三木市の議会の議員の身分につきましては影響はございませんが、吉川町の議会の議員につきましては、原則その身分を失うこととなりますが、調整の結果、特例措置を適用することとし、定数特例を採用いたそうとするものでございます。</p> <p>具体的には、三木市の議会議員の残任期間でございます平成19年</p>

<p>加古議長</p>	<p>4月30日までの期間を任期といたしまして、吉川町の区域で選挙区を設けまして増員することになります。その定数につきましては、法の規定により算出いたしますと3人となります。そして、合併後の選挙によりまして吉川町区域より3名の新たな三木市議会議員が誕生することになります。その時点の三木市の議員数は、特例的な定数といたしまして26名となります。</p> <p>なお、このたびの調整につきましては、吉川区域に選挙区を設置しての議員選挙は1回限りのものでございます。現在の三木市の議会の議員の任期満了によります次の一般選挙は、吉川区域も含めて新三木市全域の選挙区となるものでございます。</p> <p>次の23ページから26ページにかけては、関係法令を掲載しております。また、27、28ページにつきましては、先進事例を掲載をさせていただいております。</p> <p>以上で協議第54号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま協議第54号の説明が終わったわけでございます。ご質問並びにご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問ございませんか。はい、どうぞ。</p>
<p>西本委員</p>	<p>三木の西本です。吉川町の選挙区を設けるということで3名ということなんですが、選挙される選挙区の時期は合併後速やかになるんでしょうか。その点についてお尋ねします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>選挙の関係のお尋ねになりましたけども、選挙の関係につきましては、合併後50日以内に吉川区域の増員選挙は行われるということになります。その日程につきましては、また選挙管理委員会等で協議をされるかと思えます。</p>
<p>加古議長 井川委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>三木の井川です。定数の関係ですけど、三木の方は23人そのままというんじゃなくて、やはり今度の新市になったら、吉川の方は3名しかこれらんのですから、今度また定数に関しては議会の方で検討していただくということをここで何かしてもらわんと。23人そ</p>

加古議長

のままで、じゃあ3人で26人ということになりますからね。それやったら、やっぱり余りよくないんじゃないかな、そういう感じがするんですね。だから、新市になったらやっぱり三木の方で26名を23名にやっと3名減ったのに、また3名ふえたら26名。それじゃなしに、やはりちょっと減らしてもらった方がええですね。これはいいんじゃないかなと、そのように思うんですけど。

民意いうたら変ですけど、いろんな方にお話しを聞きましても、やはりそれはその方がいいんじゃないか。吉川の方は大幅に減るわけですからね、3人しかこられんわけです。じゃあ三木の方はなれとるからそのままいいようなもんやけど、やはり三木の市民としても、これ議員さん1人で財布もいろいろ変わるわけですからね。そうすると、やっぱりこれは新市の方でなす前には検討していただいて、議員定数というものを検討してもら方がいい、そのようなことで、そういうふうなことをちょっと言ってますもんで、した方がいいと思うんですけど。

はい、ありがとうございました。

ほかにございませんか。

ご質問いただきましたように、全体は26やけども、また1年3カ月の間で議会で十分と、26よりも少なくなるような検討をしてほしいと、こういうご意見だったと思うんですが、そういうことでよろしいおまん。はい。

そんなことで全体では26じゃなくして、それ以内になるように議会の方でまたしていただけることを期待するし、またご意見は先生方もおられるわけですから、十分お聞き取りの上でご審議いただいたらありがたいと存じます。

ほかにございませんか。

ないようでしたら、協議第54号 議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

<p>加古議長</p>	<p>(賛成者挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員挙手でございます。</p> <p>それでは、協議第54号 議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続きまして、協議第55号 事務機構及び組織の取扱いについてのご協議をお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>では、協議第55号の説明を事務局からお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第55号について説明をさせていただきます。</p> <p>資料の29ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>協議第55号 事務機構及び組織の取扱いについて、次のとおりとするといたしまして、1として事務機構及び組織については、市民サービスを維持向上させつつ、合併による行財政効果を生み出すことができるよう調整する。</p> <p>2として、吉川支所の機能、組織機構については、住民アンケート結果、各事務事業調整結果を踏まえ、身近な窓口サービスの維持を基本として調整するといたすものでございます。</p> <p>次の30、31ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>事務機構及び組織につきましては、現況では三木市の方は各部制になっております。吉川町は各課制になっております。合併後は吉川町組織を統合いたしますが、その組織については市民サービスを維持向上させるとともに、合併による行財政効果を生み出すことができるよう調整することといたすものでございます。</p> <p>また、新たに吉川支所が設置されますが、その組織機能につきましては、住民アンケート結果などを踏まえまして、身近な窓口サービスの維持を基本として合併までに調整が図れることといたしております。</p> <p>次の32ページから36ページにかけては、先進事例を掲載をさせていただきます。</p> <p>以上で協議第55号の説明を終わらせていただきます。</p>

<p>加古議長</p>	<p>協議第55号の説明が終わったわけでございます。ご質問並びにご意見をお聞きいたしたいと存じますので、ご発言をお願いいたします。</p> <p>ご質問がないようでございますので、採決をさせていただきたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>協議第55号 事務機構及び組織の取扱いにつきまして、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>ありがとうございました。挙手全員でございますので、協議第55号 事務機構及び組織の取扱いにつきましては、原案のとおり決定させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>次に、協議第56号 使用料、手数料等の取扱い(その2)についての協議をお願いいたします。</p> <p>協議第56号の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第56号に移らせていただきます。</p> <p>資料の37ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>協議第56号 使用料、手数料等の取扱い(その2)について、次のとおりとするといたしまして、1として、各種施設の使用料については、次のとおりとする。</p> <p>(1)のところで、同一または類似する施設の使用料については、合併後速やかに三木市の料金水準に統一する。</p> <p>(2)では、両市町特有の施設については、現行のとおりとする。</p> <p>大きな2番では、狂犬病、鳥獣の保護及び狩猟、税等に関する手数料については、合併時に三木市の制度に統一するものがございます。</p> <p>次の38ページ、39ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>ここでは、現況でいきますと、三木市の方では使用料におきましては、時間単位を基本に料金を設定をいたしております。一方、吉</p>

川町では午前、午後、夜間単位の料金設定になっております。使用料金の設定につきましては、調整の結果、時間単位の料金設定の方が妥当と判断をいたしまして、同一または類似する施設の使用料につきましては、合併後速やかに三木市の料金水準に統一しようとするものでございます。三木市の料金水準に統一されますのは、吉川町の町立小学校及び中学校の体育館使用料、中央公民館、町民体育館の各施設となります。

次の40ページ、41ページをお開きをいただきたいと思っております。

ここでは、三木市の文化会館、また三木コミュニティスポーツセンター、三木ホースランドパークを上げておりますけども、これらにつきましては現行のとおりとなります。

次の42ページ、43ページでございます。

ここでは、三木ホースランドパークの関係施設の利用料金を掲載をいたしております。

次の44ページ、45ページでございますけども、ここでは、三木市の総合隣保館、福社会館、ふれあい広場、屋内ゲートボール場、デイサービスセンターにつきまして上げておりますけども、それにつきましては現行のとおりとするものでございます。

次の46、47ページをお開きをいただきたいと思っております。

三木市の高齢者福祉センターにつきましては現行のとおりとなります。吉川町の健康福祉センターの使用料金は、三木市の総合保健福祉センターと類似施設でございますので、平成18年度より三木市の料金水準に統一をしようとするものでございます。吉川町の温泉交流館につきましては、吉川町独自の施設となりますので、現行のとおりといたします。

次の48、49ページでございます。

三木市の勤労者福祉センターは現行のとおりとなります。吉川町の山田錦の館につきましては、特有の施設ということでございますので、現行のとおりとなります。

次に、50ページのところでございますけども、ここで最初にちょっとお断りをさせていただきましたように、施設、1つのグラウンドが漏れておりました。したがって、追加をさせていただいておるところでございますけども、このページにおきましては、両市町にあるグラウンド関係を掲載をしておりますけども、この多目的グラウンドにつきましては、三木市の料金水準に統一をいたします。三木市の野球場、または陸上競技場につきましては、現行のとおりとなります。

次の52ページ、53ページをお開きをいただきたいと思います。

両市町にございます庭球場については、三木市の料金水準に統一をいたします。また、三木市の屋内プールは現行のとおりとなります。吉川町の文化体育館は特有の施設でございますので、現行のとおりといたします。

次の54ページでございますけども、吉川町のゲートボール場、研修館は吉川町独自の施設でございますので、現行のとおりとなります。

次に、55ページのところでございますけども、これにつきましては、狂犬病、鳥獣の保護及び狩猟、税等に関する手数料につきましては、三木市、吉川町において違いは一部でございます。大きな相違がないため、調整の結果、合併時に三木市の制度に統一することといたします。

次の56、57ページをお開きをいただきたいと思います。

税条例の督促手数料、その他、土地または建物に関する証明手数料等に違いがございますが、これにつきましても大きな相違ではないために、調整の結果、合併時に三木市の料金に統一をしようとするものでございます。

次の58ページには関係法令、また59ページにかけましては先進事例を上げております。

次に、60ページのところをお開きをいただきたいと思います。

<p>加古議長</p> <p>西山委員</p>	<p>このページにおきましては、前回の協議会で要望のございました、三木市の公の施設における使用料の減免に関する取扱い要領を掲載をいたしております。三木市の方では、この要領に基づきまして必要な場合に減免の措置をとっておるものでございます。</p> <p>61ページのところでは、公の施設使用料減免基準の内容と減免率を上げております。また、62ページのところでは、減免適用団体の例を記載をしております。具体的な減免運用について例を説明をいたしますと、市公共団体、文化協会等が使用する場合につきましては減免措置がございしますが、単独グループでの使用につきましては適用がございません。したがって、各施設利用料をいただくこととなります。</p> <p>また、各スポーツ種目協会の大会につきましては適用制度がございします。しかし、各チームの練習につきましては適用がございません。各施設利用料をいただくこととなります。また、地域でのスポーツクラブ、青少年主体のスポーツクラブ等には制度適用がございします。</p> <p>これらの公共施設の利用につきましては、多くの市民の方が利用しやすくなるように時間設定をいたすとともに、利用者には応分の負担をお願いすることを基本に運営していこうとするものでございます。</p> <p>以上で協議第56号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいま協議第56号についての説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等を受けたいと存じます。ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の西山です。</p> <p>前回に資料添付をお願いいたしてありまして、減免基準等の組織、いろいろと明細がいただきましたことをまずお礼を申し上げます。</p> <p>38ページと39ページの中で、中央公民館の使用料、また町立体育館の使用料の件でございます。実は、吉川町の中央公民館にはさま</p>
-------------------------	--

ざまなサークルがございまして、また教室も実はございます。それがこれまでより活発化を促すために、料金におきましてはかなり低水準といたしますか、ほとんどただに近いような、あるいはまた無料です。サークルにおいては恐らく無料じゃなかったのかなと思いますが、大幅な減免をこれまで文化活動の中におきましてなされてきました。

これが、この中央公民館の使用料がこの三木の水準にいきなり上がりますと、多少どころではなく大きな文化活動に支障を来たすのではないかという危惧がございまして、委員としては段階的に、何年かの間に段階的に何らかの措置をしていただけないかな、急激な移行は少し吉川町の文化活動に影響があり過ぎると、そう判断をせざるを得ないというようなことを考えております。

小異を捨て大同につくというのが、この合併の一番大きなところなんです、サークル活動等におきましては非常に高齢の方、文化活動高齢の方も実は多くございまして、その活動が根本から揺るがないかなという心配をいたすのがまず1点。

それと、町立文化体育館の使用料、これにおきましても、例えば練習はまず有料という。もちろん本大会におきましても体協になりますと50%といった案内がございまして、時間の案内もさることながら、単価が違い過ぎると我々は感じておりまして、でき得るならば一気に三木市の料金水準に移行することなく、時間をかけていただきたい。年を追って移行していただいたなら、町民の理解も得やすいのではないかなと、これをまず心配いたしますので、町民を代表する委員といたしましては、何とかこの辺をご検討願って、調整の具体的内容のところは文言を加えていただけないだろうか、大変厚かましいお願いをするわけなんです、ご検討お願いしたいと、このようにお願いします。

加古議長

はい、ありがとうございます。

ちょっと説明できるのやったら説明して。

澤田幹事長

失礼いたします。幹事長をやっております三木市助役の澤田でございます。

手数料、使用料の関係の中で、特に社会教育に関係する公民館とか体育館の関係で差が相当あるのではないかと、そのために段階的に行うべきではないかというご意見でございます。

これは、前回の提案予定の段階でもご質問が生まれて、三木市の減免などの政策ということで、今もお話しがありましたように、今回その運用の規定をつけさせていただいております。前にも言ったかも知れませんが、三木市におきましてもかつて公民館活動、また体育館等の使用につきましては、体育館といいましても三木市には8つの公民館が、町の公民館があるわけですが、すべて

中央公民館は別のところですが、体育館を併設をしておるということでございまして、一体的なものになっております。

ここでの活動については、ほとんど条例としての料金設定はしてありましたけれども、そこで使用される社会教育団体等についてはほとんど徴収をしてなかったというような実態があったわけでありまして、それがそれでいいのかどうかというふうな論議が起こりまして、やはり実態に合った見直しをすべきではないかということで、14年度の7月から それまでにも議会等でもいろいろ説明をし、論議になったわけでありまして、一定の啓発期間を置いた中で、14年の7月から現行の体制に変えていったという経過がございます。

したがって、吉川町さんにおかれては、恐らく以前の三木の取扱いとほぼ同じ取扱いが現在されておるのではないかと、いうふうな推察をしております。しかし、いろいろ論議をしてきた中では、実際に使う側に立って使いやすい時間設定とか、また料金、公平な使い方ということを考えなきゃならない。

それから、もう1点は、応能応益主義的な考え方でございますけれども、やはりそれに必要な運営経費、光熱水費というのはもう相

西山委員	<p>当かかるわけでございまして、それらの一部についてはやはり利用者に負担をしていただくことが税の公平な使い方ではないかというふうないろいろな方面からの論議をいたしまして、結果といたしまして、実態に合ったというのは時間単位にしたということで、より多くの団体が使えるようになったと。その段階ではいろいろなご不満等があったり、またそりゃ困るといことがありましたけども、結果的にはより多くの方々が、また各団体が利用をされておるといのが14年以降の利用実態でございます。</p> <p>これは利用料金につきましても、これも条例で制定をしておるわけでございまして、それをどう運用するかということだけの違いでございまして、無料でするならば別に設管条例の中で条例化する必要がないわけでございますが、しておったにもかかわらずこれもう全然とってなかったということ自体に問題もあったんではないかというようなことから、これはできるだけ利用者側が使いやすいような改正をすることによって、そのかわりにきちっといただくものはいただく。しかし、公共的な団体、公益的な事業等々については減免規定を適用して、これは無料でさせていただくというふうなことになっておりまして、三木市ももう数多くの公民館団体、公民館に所属するクラブなり団体がございますけれども、結果としては改正後余り問題がなしに、十分ご利用いただいてる。むしろ以前よりは喜んで使っていただいております。利用者も1.5倍ぐらい増加しております。こういう状況でございますので、速やかにというのがちょっと含みがあるわけでございますけれども、合併後できるだけ速やかな統一ということにさせていただくということで、提案をさせていただいてるわけでございまして、何とかご理解がいただけたらなという思いでございます。</p> <p>そういうことでございますので、よろしく申し上げます。</p> <p>再度お尋ねしたいと思います。</p> <p>三木市がこの制度に移行される時は、やっぱり段階を得ずして</p>
------	--

加古議長

もう一度に、一気にお変えになったという。それで市民の方の理解を得られて逆に利用人数がふえたという、今報告を受けたわけなんです。素晴らしい市民の皆さんの理解度だと私は思ってるんですが、現実にはそうじゃなかったのではなかろうかなという、これは私の想像ですけれども、うちの町民からしますとその理解が果たしてそのとおり得られるのかなという不安が実はございまして、これからはっきりと表へ出ますと、やはり何らかのお声が上がってくるというような不安も実はございまして、そんなことを気にしていると、こういった大きな合併はできないわけなんです。

それよりもまして考えますことは、これまで培ってきた吉川町の文化、あるいはサークル活動等にできるだけ支障がないようなスムーズな移行が私たちは一番ふさわしいのではないかなと、そういった上におきまして、5年とも3年とも、とりあえず少しの時間を置いていただけたら幸いであるといった思いをお伝えしてるわけございまして、できますれば再考をお願いしたいと。

ご発言の趣旨も十分わかるわけですが、今説明させていただきましたように、本当に今までは1団体、固有の団体が半日、1日ととってしまわれて、そして練習をされとるんかされておらないんか、練習は何時間もできませんで、やっぱり時間かけてやる、その何であるんですから、やっぱり使い方にうまくやっていただければスムーズな回転がしていけるんじゃないか。私らもテニス ちょっと知りませんけれども、テニスを2人して1時間やけど、1コートいうたら4人、2人して1時間、または4人して1時間、それで500円。ところが、1時間走り回ったら大変なことやと思うんですが、そこでその倍の6人のあれなり、8人の人が1面500円でやったら結果的には安かったということにもなりますし、ご趣旨は十分踏まえながら使用していただく方々についても、回数なり利用者がふえたいということは、それだけ回転がよくなったということか、一人一人がよく考えていただいたと、こういうことにつながっていると

<p>西山委員</p>	<p>思いますんで、その問題については十分心して、今後活用していただく話のその中でうまくやっていただけるようお願いしたいなと思います。</p> <p>だから、一応の取決めとしてはこんな形がどうかと思っておりますんで、よろしく……。</p> <p>よくわかります。特に体育関係の利用に関しますと、確かに時間を決めておりまして、その時間内でメニューをこなすような効率的な練習が一番いいわけございまして、ただ汗をかいてるだけでは本当に意味がないと。確かにそのとおりございまして。</p> <p>しかしながら、文化活動に関しますと、実は大変恥ずかしい話なのですが、吉川町にはきちっとした図書館がまだ実はできておりません。図書室はございますが、文化サークルの仲間の皆さん方はやはり一つの憩いの場としての公民館という認識が実はございまして、図書館のような恐らく無料に近いような憩いの場が吉川町ではいま少し足らなかった分も実はございまして、公民館をそういった安らぎの場としたような求め方も実はそのグループの中にはございます。</p> <p>そういった思いが、やはりこれまでの吉川の文化を育ててきたと、その環境をご理解いただいて、もしできますればと私が再度お願いしてるわけでございますので、よくご意思はわかりますし、趣旨もわかります。そうでございます。何とか今議長のお話を私たち真摯に受けとめまして、こういった意向を私たちもサークル活動される方にお伝えしたいと、このように思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>加古議長</p>	<p>要は、施設は使っていただかなかつたら無意味でございます。また、使っていただくについては工夫をして使っていただく。お互いにそういうコミュニケーションの中で、こういうルールというものに従ってやっていただいたらより多くの方が喜んでいただいて、それなりの成果は上がっておると、こういうことでございますんで、十分に意を介しながら今後の運営についても努力してまいりたいと</p>

<p>澤田幹事長</p>	<p>存じます。決めることとしてはそんな形で、使い方を上手にやるように何とか考えましょうか。</p> <p>ちょっとつけ加えさせていただいて。おっしゃいますとおり、三木市の改正がもう一挙に条例の改正をいただいてすぐ実施をしたということではございません。やはり改正をするについては、一連の団体、また議会でも十分周知の上に立って、その一定の了解を得て決めるべきだということで、議会の改正はこれ3月で議会で改正をしていただきましたが、3カ月間の措置期間ということしております。しかし、実際はその前の年 もう半年ぐらい前から団体にいろいろ説明をしてきて、趣旨の説明もし、やってきたものでございますので、ここで速やかにというのはそういうふうな措置期間ということも含めて、あとの方法については考えさせてもらったらというふうに思いますので、今議長がお答えをしたような中で、十分配慮できるものについては配慮したいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>加古議長 大前委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>吉川町の大前です。</p> <p>61ページの4の(2)、幼児、小学生、中学生主体の地域スポーツクラブが使用する場合、減免率100%、それと5番の幼児、小学生及び中学生が社会教育活動に使用する場合は50%と。50%の違いが減免で出てると思うんですが、どういう 社会体育関係は100%、社会教育活動は50%、どういう違いがあるんでしょうか。ちょっとご説明いただければと思います。</p>
<p>加古議長 小西教育次長</p>	<p>はい、説明お願いします。</p> <p>失礼します。教育委員会の立場からお答えを申し上げたいと思います。小西と申します。</p> <p>今、お尋ねのありましたのは、61ページの4の社会教育関係団体が使用する場合で(2)の幼児、小学生、中学生主体の地域スポーツクラブが使用する場合は100%となっておりますのと、それから</p>

<p>大前委員 小西教育次長</p>	<p>5の幼児、小学生及び中学生が社会教育活動で使用する場合50、この差はどないやという意味に理解したわけでございますね。</p> <p>はい。そうです。</p> <p>わかりました。それは備考欄ちょっとごらんをいただきたいと思います。県がこの地域スポーツクラブの振興について補助金をいただきながら、これの取り組みを三木市も開始をさせていただきました。これをできるだけ早く計画どおりに市内全域にスポーツクラブを立ち上げようと、そうした意味では支援をしていかなければならないという立場から、地域スポーツクラブに限りこのような措置を講じておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>大前委員</p>	<p>今の説明はちょっと納得いかないんですが、幼児、小学生及び中学生の社会教育活動、どういう活動で使われるんでしょうということ、スポーツと分けているかということですね。ちょっと僕自身は……。だから、スポーツに今補助金を県からいただいているから、それが理由として50%引かれて100%されてると。こちらは補助金が出てないからこういう形になってるんでしょうか。そういった変な分け方というんでしょうか、子供の社会教育に関してはスポーツも社会教育も教育活動の一環だと思います。スポーツもですね。ですから、これをなぜ分けるかということをもう少し納得いくようにお話しいただきたい、このように思います。</p>
<p>小西教育次長</p>	<p>スポーツクラブが使用する場合100としたその大きな理由は、ただいま申し上げましたように、県の主唱する、あるいは三木市としてそれをとらまえて、全地域に今日的なそういうスポーツ21を立ち上げていこうと。その支援も含んでこのような要素にさせていただきました。支援というふうに受けとめていただきたいと思います。助成をしていこうと、このようにご理解いただきたいと思います。</p> <p>今のその他の5の社会教育活動というのは、子供たちがいろいろとスポーツをやったりレクリエーションであったり、そのような取</p>

<p>大前委員</p>	<p>り組みの場合については50%と、こういう一般的な考え方で考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>それが納得いかないんですよね。それを聞いてるんですよ。</p> <p>だから、援助がされてるからその分だけということか、感じとしては同じような教育やと思います。</p>
<p>小山総務部長</p>	<p>失礼します。一応中学生、小学生、学生については、大人と違って全部50ということですね。子供さんのそういう社会関係のスポーツなり、皆してるのは50。そこへ今教育次長が申しましたように、スポーツクラブは18年度までの限定で、今言ったようにスポーツクラブも立ち上げて推進していくために、18年度までの間プラス50があるから100になっるとという、そういうご理解でご判断願えますでしょうか。</p> <p>まず、子供たちは皆50、大人は100やけども子供は50は皆減免していこうと。そこへスポーツクラブに関しては18年度までの間、そういう振興のためにプラス50だから100ということでございます。おわかりいただけるでしょうか。</p>
<p>大前委員</p> <p>小山総務部長</p> <p>大前委員</p>	<p>ですから、18年度までということですか。この100いうことは。</p> <p>はい。スポーツクラブについては。</p> <p>それ以降は50になるということですか。</p>
<p>小山総務部長</p>	<p>スポーツクラブについてはそれまで、18年度までに全部の地域で立ち上げる予定でございましたので、それまでの間に立ち上がるまでの間。そうしないと、文化団体との公平性が保てないので、全部立ち上がって非常にスポーツクラブがなった段階では、文化団体と同じように50戻して50はなくなると、そういうことです。</p>
<p>大前委員</p> <p>加古議長</p> <p>小河委員</p>	<p>はい。わかりました。</p> <p>ほかにございませんか。はい、どうぞ。</p> <p>三木の小河です。</p> <p>三木のことは今料金で話あったんですけど、逆にこの合併すると</p>

	<p>吉川町もこういう施設について、地域市民が利用する場合は、さっきからも減免措置というのがそのまま適用されると考えていいわけですか。</p>
加古議長	<p>そのとおりですね。</p>
小河委員	<p>すると、ここにあるいろんな吉川町の設備、温泉も含めて……。</p>
加古議長	<p>温泉50になっとるか。なってへんのちゃうか。なっとるんかい、それは。</p>
小谷事務局長	<p>減免ありません。</p>
加古議長	<p>割引あるのかないのか。</p>
小谷事務局長	<p>割引も何もありません。これだけは言うておきます。</p>
小河委員	<p>わかりました。</p>
小谷事務局長	<p>割引あったらええと思うんですが、それはありません。</p>
小河委員	<p>いや、逆に老人割引とか何か……。これを機会に設けていただきたらええと思う。</p> <p>(「これこれ、余り勝手に委員さん……。」の声あり)</p>
小河委員	<p>公共団体とかそういうことではないということですね。わかりました。</p>
加古議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ないようでございましたら、採決をいたしたいと存じます。</p> <p>お諮りいたします。</p>
	<p>協議第56号 使用料、手数料等の取扱い(その2)につきまして、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
加古議長	<p>ありがとうございました。全員挙手でございます。</p> <p>よって協議第56号 使用料、手数料等の取扱い(その2)については、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございました。</p> <p>次に、協議第57号 公共的団体等の取扱いについての協議を行います。つきましては、協議第57号の説明を事務局からお願いいたします。</p>

小谷事務局長

それでは、協議第57号について説明をさせていただきます。

資料の63ページをお開きをいただきたいと思います。

協議第57号 公共的団体等の取扱いについてでございます。公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら次のとおり調整に努めるといたしております。

(1)として、目的が同一または類似し、両市町に並存している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

(2)番として、統合に時間を要する団体につきましては、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(3)として、独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとするということでございます。

次の64ページをお開きをいただきたいと思います。

ここでは、さきの63ページと同じ内容の調整内容を掲載をいたしておりますけれども、公共的団体につきましては、新市の一体性を確保するため、両市町の統合すべき団体、統合するのが望ましい団体につきましては、統合に向け調整に努めていただくこととなります。

1番目につきましては、目的が同一または類似し、両市町に並存している団体につきましては、合併までに両団体におきまして調整会議等の開催をお願いし、統合に向け調整に努めていただくこととなります。

2番の関連につきましては、統合に時間を要する団体につきましては、各団体におきまして、関係機関の指導も得ながら調整の会合等を行いまして、今後のあり方、統合に向け調整の方法等について協議していただくこととなります。

3番目につきましては、独自の目的を持った団体につきましては、今後のあり方、また新三木市全域に拡大する等の検討も進めながら、今までどおり存続する方向で調整が図られることになろうかと思っております。

64ページには関係法令、また65、66ページには先進事例を掲載を

<p>加古議長</p>	<p>いたしております。</p> <p>以上で協議第57号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>説明が終わったわけでございます。内容につきましてのご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>西山委員</p>	<p>すいません。西山です。</p> <p>この1番目ですか、両市町に並存してる団体については、できる限り合併時に統合できるように調整とあるんですが、実は、この場でこんな話しするのは大変失礼かもしれませし、場違いかもしれません。みのり農協とみらいと三木市内には2つございまして、吉川町はみのりなんです、1市の中に農協が2つという現実、吉川町の町民としましては少し理解がしにくいところがございます。実は酒米生産組合も2つ、2カ所でお互いに表彰式やってるという非常に理解しにくい状態が三木市にはございます。こういった文言がある以上、ここにも農業協同組合とうたって……。関係法令の中に農業協同組合とうたってありまして、こんなことは言及すること自体がいけないかもしれませんが。</p> <p>この際に、吉川町の町民の声として農協の未来をもう少し明確にしてもらえたら、町民も三木市って、ああ、農協1つになったなという、何か少し夢があって、大きくなったところへ我々も入れるんだなというような気がするんですが、このまま農協2つが並存していくということ自体が非常に……。</p>
<p>加古議長 西山委員</p>	<p>こう書いてあるさかいのう。</p> <p>書いてある以上、これ言っとるんですが、こんなこと書いてなかったら私も申し上げませんが、森林組合もたくさんあるんでしょう。あるんでしょうが、一番我々身近なものにとりましては、農協2つというのはどうも不自然で理解しがたいところがございますので、これは今後何らかの機会におきまして、何とかご努力願いたいと。特に要望しておきます。切に要望します。</p>

<p>加古議長 澤田幹事長</p>	<p>はい、ありがとうございました。何か説明ですか。</p> <p>この問題は、本来議長に答えていただくべきと思いますが、ご意見ごもっともだと存じます。我々としたしましても、農協はやはり1市に1農協というのが望ましい形であろうということについては全く異存ございません。</p> <p>しかし、農協は農協としての人格を持った団体でございまして、それが今までの歴史の経過の中でこういう2つに分かれてしまったということがございます。</p> <p>したがって、行政の立場からいたしましたら、何とか近い将来に合併に向けて前進することは非常に望ましい、そういうことを期待をしたいという思いでございますが、ここの調整の中に入っておりますように、時間をかけてしなければならない一つの団体ではないかということで、それ以上のことは我々のサイドからは申し上げられませんけれども、合併をしていく方向性が望ましいということで努力が必要であろうというふうに思います。</p> <p>以上で、不十分ですけども、説明にかえさせていただきます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>この関係法令で、公共的団体の定義に農業協同組合が入るというて、本当にここまで入のかどうかというのは疑問なわけで。組合員が組織されとるやつですから、そこらまでいけるのかどうかというたらちょっと疑問には思っております。</p> <p>ご指摘いただいたように、1つになっていただくことが一番いい、望ましいことは事実です。市としても、今現在でもあっちこっち言わんなんこと自体、ほんまにええのかどうか思っております。しかし、組合員がそういうご了承いただいたということ、そしてこれがまた県なり国が承認をされておるということですから、これについて余りいいところはとっていただけるようにするわけですが、難しいなど。</p> <p>今でこそ農協はこないして、ご承知のとおり大きくなってきましたけども、昔の法律からいうたら農家50戸あったら組合がつくれる</p>

永塩委員

という、こんなところから発足してきてのも事実、協同組合が置かれたそういう原点がありますので、またそういう時期がくれば県としてもご指導いただけるんじゃないだろうか。もう県の農協も正直なくなって、全国の農協になつるというところもありますので、そんなことからいうと、もっと変化はしてくるかなと。

こういうことで、ご趣旨は十分踏まえて機会あるごとに、いい方向で進んでいただけるように、指導とは申せませんが、お話しなり、また機会があったらお願いといいますが、ひとつ促してみたいなとは思っております。答えになりませんが、ひとつそこらあたりよろしく……。

はい。

吉川の永塩です。

同じく農業協同組合の問題ですが、みのりとみらいという形のもので書いてあるということで、今そういう意見が出たんですが、私はそれはそれなりの歴史があってそうなったということは理解できるんですが、農業の生産指導等に与える業態が非常に不利益を与えているという判断をしております。

吉川においてもご存じのように、山田錦の館で農産物の新しい販売所を立ち上げて3年目に入っておりますけども、この辺についても生産指導は当然農協がやってくれる、あるいは行政の産業指導とともに、あるいは県の改良普及所とともにしっかりとやってくれるはずなところなんですけど、やっぱりその辺の力が回らないと。これは三木市においても同じようなことが言えるんじゃないかなと思います。

三木市の産業指導、あるいはそういうところの生産指導について、考えればやっぱり農協は一体化をする強い力を発揮してもらわないと、農協が一体化して三木市の農業生産に力を注いでいくということがやっぱり将来どうしても望ましいと、こう思いますので、時間をかけてそういうことに鋭意努力をお願いしたいと、こういうふう

<p>加古議長</p>	<p>に思います。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>ご発言がないようでしたら、お諮りをいたします。</p> <p>協議第57号の公共的団体等の取扱いについて、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。全員挙手でございます。</p> <p>よって協議第57号 公共的団体等の取扱いについては、原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。</p> <p>次に、協議第58号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについての協議を行います。</p> <p>それでは、協議第58号の説明を事務局からお願いいたします。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第58号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについてでございますが、資料67ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>これにつきましては、現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から合併後速やかに次のとおり調整するをいたしまして、</p> <p>(1)として、同一あるいは同種の補助金については、統一の方向で調整する。</p> <p>(2)として、独自の補助金等については、補助金等の目的を明確化し、従来の実績等を考慮し、均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3)については、整理統合できる補助金については、廃止できるよう調整するをいたすものでございます。</p> <p>次の68ページをお開きをいただきたいと思います。</p> <p>このページにつきましては、これも67ページと同じ調整内容を掲</p>

	<p>げております。各種団体への補助金、交付金等については合併時に統合する団体等もあることから、従来からの経緯や事情に配慮してその必要性、有効性、公平性の観点から調整することになります。</p> <p>1としては、三木市、吉川町におきまして、同一あるいは同種の補助金につきましては、関係機関等と協議を行いまして、統一できるよう調整を図ろうとするものでございます。</p> <p>2番の各市町独自の補助金につきましては、補助金等の目的とする公共的な必要性、有効性を再検討し、調整を図ろうとするものでございます。</p> <p>3番のほかの補助金等に整理統合できる補助金につきましては、事業の精査を行いまして、廃止できる補助金については廃止に向けて調整とするものでございます。</p> <p>関係法令二つにつきまして68ページに、また先進事例を68から70ページに掲載をいたしております。</p> <p>以上で協議第58号の説明を終わらせていただきます。</p> <p>ただいまの協議第58号につきまして、説明が終わったわけでございます。ご質問、並びにご意見等ございましたらお受けいたしたいので、ご発言をお願いいたします。</p> <p>これは前回に申し述べておくべきことだったと、今反省をしとるんですが、私も言いそびれてしまいました。</p> <p>実は、この調整内容の中でいろんな補助金があるんだということはわかるんですが、資料として具体的に、例えば同一、同種の補助金はどんなものが両市町間にあるのか。あるいは整理統合できるようなものは一体どんなものがあるのか。町独自でやっているもの、あるいは三木市独自の補助金、お互いの市町に今後影響してくるような補助金、多くなるのか、少なくなってくるか。恐らく均衡を保つように調整するということは、恐らくどちらかが少なくなり、どちらかが多くなったり、また新しい補助金ができたりといったことが出てくるんだろうと思いますが、具体的にどんなものがあるのか</p>
--	---

加古議長

西山委員

加古議長
澤田幹事長

ということがわかっていたら、もう少し議論がしやすかったんじゃないかなと思います。

きょうの協議の承認は別といたしまして、きょう終わってしまうわけなんですけど、次の機会にそういったものが資料として提出をしていただけるんでしょうか。いや、もうきょう終わってしまったら、もうそんな必要はないんだということになってしまうんでしょうか。少し具体性が見えないようで協議しにくいんですが、どうでしょう。きょうはきょうとして、ほかの方はいろんなご意見をお持ちだろうと思いますが、気持ち的にはもう少しはっきりしたものが見えてからの方がいいのではないかと。そんな気もいたしておりますので……。

はい、どうぞ。

具体性ということになりますと、個別の補助金の団体を三木は三木、吉川は吉川を並べて比較をして同種かとかいうようなことを表にして出せば一番具体性があるわけなんですけど、実際、事務局レベル、幹事会レベルではそういう資料の調整をやってきました。しかし、生のものをもってこれを同種であるとか、調整をして減額するとかということになりますと、これは大変なそれぞれ利害、特出の立場によって意見がまとまらないんじゃないかということで、最終的には非常に抽象的な言い回しの調整内容ということになってしまったわけでございます。

同種といいますと、端的にいいますと、区長会、自治会の助成金、または交付金というふうなものもございますし、また独自のということになりますと、文化的な歴史のあるそういう各種事業団体、各種事業に対する助成というふうなものになるかと思えます。

それから、それが廃止ができるものというふうになりますけれども、今三木市におきましては、行財政改革の中で補助金の見直しを十分やっております。もう既に目的を達したような事業、またその公共的な必要性が低くなったものというものについては、見直しをしなければならないというふうな考え方でもおるわけでございます。

<p>加古議長 宮脇委員</p>	<p>そういうふうなもろもろの団体なり補助対象事業というものがございまして、これにつきましてはこの基本方針を踏まえて実務的にきちっと実態を明確にして、それについて論議をしていくと、調整をしていくということにさせていただくのがいいのではないかと、ということで、こういうふうな方針に処理するような内容にいたしておりますので、この点ご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>一番心配しておりますのは私でございますが、三木防犯協会という団体は三木市と吉川町から実はいただいております。これが1の同一あるいは同種の補助金については統一の方向で調整するということでございます。金額は差し控えさせていただきますが、この協議会の冒頭に1足す1が2といたしますんですか、何とか1足す1が1.8にならんようにお願いしますよということは申し上げたわけでございますが。社会福祉協議会でもそのようになってきますね。</p> <p>この文面から見ますと、従来の経緯、実情に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から速やかに調整すると、こういうことで、これはその団体との協議するという1項が書いてありませんねんけど、これは役所でもう当然吉川と三木と出しとったやつはこれやいうて……。増額ならよろしいけれども、減額なったときには預かるとるもんとしてしましては、非常に複雑なところでございますので、ご配慮のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ご指摘いただきましたように、どのようになるか、また十分ご相談をさせていただかなきゃならないと思います。特に、今助役の方から自治会……。自治会には交付金は出しておりません。補助金を出しておりません。自治会はそれぞれに区長さんがおられて、区長さんに報酬として渡しております。その報酬の根拠になる指標は、点数といたしますか、割合をつくって出させていただいております、なぜかと申しますと、市の行政の一端を区長さんにさせていただいておると、こういうことからそのようにいたしておりますので、今若</p>

<p>井川委員 加古議長</p>	<p>干申し上げたように、交付金やとか補助金やいうて、例えば区長さんの手元で自由にできなくして、それぞれの自治会 自治会も戸数はようけありまして全部総会を開いて会議してと、そんなようなことじゃなし、会員でおられるかおられないかわからない、そういう方々にまで市の行政内容を周知徹底していただいとると、こういうようなことでございますので、三木市の場合は交付金なり補助金じゃなくして、あくまでも報酬として渡しております。</p> <p>それを何か勘違いしてもう補助金やないというようなことを考えておるといふんならば、これはもう自治活動についても崩壊する可能性もありますので、そういう点は今改めて否定いたします。吉川町の関係はどうあろうとも、三木市については自治会といえども区長さんには 自治会の会長さんを区長さんをお願いして、区長さんにいろんな仕事の徹底を図っていただいております。そしてまた、自治会の方々の要望なりご意見等々は行政の方に反映していただくと、こういうことにして、一つの区長さんを通じての両面からのパイプ役としてお願いいたしておりますので、その点はひとつ誤解のないようお願いを申し上げておきます。</p> <p>また、今、宮脇委員さんからお話しのあった件につきましては、防犯活動の重要性等々を配慮し、警察なり、また防犯協会ともお話しをさせていただいて、決定をしまいたいと存じますので、あしからずお願いいたします。</p> <p>そこで、今、自治会の関係申しましたが、農会長会といえますか、農会という、この農業部門につきましても同じような形を出させていただいております。そういうようなことで十分にご理解をいただきたいと存じます。</p> <p>ちょっと余計なこと申したかと思いますが、その点ご理解はお願いしときたいと思います。</p> <p>その点でちょっと。 はい。</p>
----------------------	---

井川委員	<p>今、議長さんが言われたことなんですけど、一応こちらの理解としましては、いわゆる交付金、世帯当たり交付金、区長交付金、そういうふうな形でうちの方、緑が丘なんか入ってるわけですね。</p> <p>それで、僕が言いたいことは何かといいましたら、区長さんが自分らはボランティアやということを使うわけですね。区長さん自身は配布物が多いとかいろいろ多端であるとか、そういう文句が出るわけですね。けども、自分が三木市においていわゆる非常勤職員であるとか、また手当をもらってるとかいう意識が非常に少ないよななんです。</p> <p>その辺のところを、今議長さんが言われたようなことを僕は区長さん全体に徹底してほしいと思うんです。非常にうちの場合も、今1人区長が協議会に出てこないんですよ。彼は言うのは何を言ってるかいうたら、自分の意見が通らんから出てこんわけですよ。僕に言わしたら、じゃあ区長としての手当をもらってるんやったら、彼は出て行かなければならない義務があるわけですよ。</p>
加古議長	<p>そのとおり。</p>
井川委員	<p>その義務を履行しないで、自分の権利だけを主張してですね。自分のところの地域においてはそういうもの、いわゆる配布物にしても何にしても自分の都合のいいものは配るけど、都合の自分が気に入らんものは配らんということを使うわけですね。</p> <p>そういうところからいきましたら、やっぱりもうちょっと今言われたことを徹底してほしいと、そのように思うんです。</p>
加古議長	<p>はい。徹底することにはやぶさかございませんし、徹底していかなきゃならんと思っております。そこで、手当やったらもう一人一人同じ額だけ決めたら、渡したらいいわけなんですけど、これには非常に配分がしにくい。ということは、その区長さんが抱えておられる世帯数が非常に大きいこま、いろいろありますので、そういうようなことからして、均等割、戸数割、地区割というような形で算定をして、それぞれの区長さんなり協議会長さんをお願いをいたし</p>

井川委員	<p>ておると、こういうようなことでございますんで、あしからず……。</p> <p>それはもう十分理解はできるわけですね。こちらとしては、ここでこんなこと言うていいんかどうかはちょっとあれなんですけど、いわゆる緑が丘の場合は自治会協議会が一つの会館をつくって、そこで区長さんがするべき仕事はそこで事務員さんにしてもらいますから、だからそういうものは全部協議会の運営費に出してるわけですね。出してるわけなんですよ。けども、いわゆるじゃあ運営費出してるのは、自分らが仕事をするのを事務員さんにさせてるから出してるんであって、何も自分のやらなきゃならんことを人にさせてるんやからお金を出すのは当然のことであって、自分がもらう分をそこに出すのは、それは別にどうこうないわけですね。</p> <p>けども、だから自分がもらってないとか、自分とは……。そういう考え方を持つてること自体が非常に腹立たしいといいますが、勝手な言い分をしますんで、そういう点をやっぱりちょっと教育いうたら変な言い方ですけど、いわゆる徹底させていただいたら非常にいいんやないかなと思いますので、ちょっと……。</p>
加古議長	十分配慮をさせていただきます。
井川委員	ちょっと場所柄を考えずにお話しましたけど。
加古議長	はい、ありがとうございます。
	ほかにはございませんか。
	ないようでしたら、採決をさせていただきたいと存じます。
	お諮りいたします。
	協議第58号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(賛成者挙手)
加古議長	はい、ありがとうございます。全員挙手でございます。
	よって協議第58号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いにつきましては、原案のとおり決定させていただきます。

小谷事務局長

次に、協議第59号 各種事務事業（イベント関係）の取扱いについての協議を行います。

それでは、協議第59号の説明を事務局からお願いいたします。

それでは、資料の71ページをお開きをいただきたいと思います。

協議第59号 各種事務事業（イベント関係）の取扱いについてでございます。

1として、金物まつりについては、現行のとおりとする。

2として、吉川町ふるさとまつりは、平成19年から地域活動として、自治会・公民館を中心に実施する。花火大会については平成19年から三木市に一本化する。

3として、墨華香るまちフェスティバルについては、現行のとおりとする。

4の吉川町民体育祭については、自主的な地域活動の事業として継続する。

5の吉川町の文化祭については、自主的な地域活動の事業として継続するというものでございます。

次の72ページ、73ページをお開きをいただきたいと思います。

1番の金物まつりにつきましては、三木特産の金物を初めとする産業の振興と魅力あるまちづくりを目的に開催するイベントでございますが、合併後におきましては、吉川区域も含めた新市全体のイベントとして継続しようとするものでございます。

2番の吉川町ふるさとまつりにつきましては、花火大会と納涼盆踊り、ちびっこ大会、舞台での芸能発表等が行われておりますが、合併後は地域活動として吉川地域の自治会・公民館が中心となり実施できるよう組織の育成に努めることとしております。両市町で実施をしております花火大会については、平成19年から三木市内で1カ所に一本化いたすものでございます。

3番の墨華香るまちフェスティバルにつきましては、上田桑鳩先生の出身地でございます吉川町が、書道を通じて地域文化の振興・

加古議長

発展を目的に、兵庫県下を中心に幼稚園から高校生まで1万点の書
が並ぶ県下で最大の書のイベントとなっております。合併後も新市
全体のイベントとして継続実施されます。

74ページ、75ページの方をお開きをいただきたいと思います。

74ページの4番、吉川町民体育祭につきましては、吉川地域の自
主的な地域活動の事業として継続をいたすものでございます。

5番の文化祭につきましては、三木市では市内の公民館で公民館
を利用するサークル及び団体が中心となりまして、作品展や芸能発
表会などの催しを行っております。吉川町の文化祭につきましても
同様の催しが多彩に行われておりますが、合併後は吉川地域の自主
的な地域活動の事業として継続をされるものでございます。

76ページにおきましては、先進事例を掲載をいたしております。

以上で協議第59号の説明を終わらせていただきます。

ただいま協議第59号について説明が終わったわけでございますが、
ご質問をいただきたいわけでございますが、特に一言つけ加えさせ
ていただきますと、三木市にありましては、第1番の金物まつりに
つきましては、補助金を三木市では1,200、1,300万を出してありま
すが、これとあわせてそれぞれの団体が拠出していただいて、そし
てやっていただき、ことしの場合はおかげで天候もよかったですり
しますので、自称17万2,000人お越しになったと、こういうこと
になっておりますので、その点ひとつお含みおきをいただきたいと
思います。

また、夏祭りの花火大会につきましては、川開きを含めまして三
木市ではことしの場合300万ぐらい出したんかなと。だから、商工
会議所を中心に業界で600万以上のお金を集めていただきまして花
火大会をさせていただいたと、こういうようなことでございます。

他につきましては、それぞれ公民館を中心とした活動をしてい
ただいておると。花火大会につきましても、河原のことと町の中でご
ざいますんで、ことしも非常に天気もよかったですし、一つの道路の一

	<p>部分ですが、歩行者天国等々で夜店出て、夜店も大繁盛したようなことも聞いております。</p> <p>そのようなことで、市民挙げての祭りになっておると、こういうことでございますので、よろしくご理解をいただければと思っております。</p> <p>確かに、今、明石のあの事件があってからこういう町の中でいるいるするいうたら、もう警察のご指導が厳しいですからな。非常にいろんな面で、ガードマン等々についても非常にたくさんお願いせざるを得ないということで経費も高くなるような事実でございます。</p> <p>どうぞご遠慮なく、ご質問、またご意見等々ございましたら、ご発言願います。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
岩波副会長	<p>私から聞くのも……。夏祭り、ふるさとまつりの件ですが、ご承知のように吉川町は花火大会という形ではこれまでやってきておりません。ふるさとまつりの中に花火が上がると、こういうことでできております。それが地域活動として今後組織を育成してやっていく。このことについてはこれでいいんですが、花火大会について三木市に一本化するということで、これも特にどうということではありませんが、吉川町でも花火が上がると、吉川町に花火が上がるのがあかんということではない。この辺はもうちょっと押さえといて、地域の中で今と同じように、またもっと花火が上がるかもわからん。ここらを決めとるのに吉川で花火が上がりおるわいということで、三木市の人に誤解のないよう、それだけちょっと私の立場から申し上げておきたいと思えますんで。</p>
加古議長	<p>そらもう、参加されるのはお互いに自由ですんで、吉川でやられても三木の方の場所でやってもお互いに行き来しながら数多くの方が交流していただければありがたいなと、こう思っております。</p> <p>何かございませんか。</p>
西山委員	<p>それでは、町民体育祭、三木市では体育祭として志染町と細川町</p>

加古議長
小西教育次長

で これ2町だけでしょうか、行われてるという資料が出ております。ほかの町ではやられてないのでしょうか。

吉川町も、これはもう町の職員が奔走しまして、本当に町民にとりましてはおんぶにだっこの大会となってこれまでできておりました。しかしながら、内容が地域対抗とか地区対抗とか、いわゆるカップが最終的な目的となるようなところもございまして、近年参加に、人数にちょっと選手選ぶのが厳しくなってきた、特に過疎地であればあるほど若い選手が出にくいというようなことで、内容にもいろいろ体育推進会の中で疑問が出てきてるようなところもございまして。

志染町、細川町ではそういったカップではなくして、町民の市民の交流に重きを置いた大会をやっておられるんだろうと思っております。こういった大会には、市からは支援というものは現実的にはどうなってるのでしょうか。具体的には職員が仮に何人かがおかわりになっているのか、あるいはまた本当に実行委員会の名目で各種指導委員さんとか推進委員さんとかが中心になってやっておられるのか。ちょっと具体的にお教えて願えたら、吉川町もこの大会、大概人のたくさん集まる大会ですので、将来的にはこれは計画していく必要があると思いますし、そういったことを少し教えていただけたらこの場ですが、大変幸いなんです。お願いします。

はい、説明。

ただいまのお尋ねにお答えをさせていただきます。町によっては違うと思うんですけども、まちづくり協議会であったり、あるいは実行委員会を組織してこういうものを実施されております。その中には当然のこととして、公民館が関与をいたしておりますので、公民館職員、現在正規1名、館長でございますが、その他の職員については非常勤職員です、が全面的にかかわっております。

一方、他の団体、これは当然区長協議会、あるいは体育推進委員会等関係団体がかかわっていただいて、このような事業をしておると、このようにご理解をいただけると思います。

<p>西山委員</p>	<p>以上です。</p> <p>職員の派遣はわかります。具体的に費用面での支援というのは...</p> <p>…。</p>
<p>小西教育次長</p>	<p>特別ございません。市の方で補助金というような格好では執行いたしておりません。</p>
<p>西山委員</p>	<p>ただ職員さんのみの……。</p>
<p>小西教育次長</p>	<p>はい。</p>
<p>加古議長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>大前委員</p>	<p>大前です。</p> <p>74ページの三木市の地区体育祭ということで、平成15年度はやられてないんですが、細川も一緒ですが、平成14年度実績ということで、15年度、今16年度ですから、15年度やられてないんでしょうかね。</p>
<p>井上</p>	<p>すいません。細川の住民として、福祉の井上と申します。</p> <p>細川町は2年に1回ということで、毎年隔年で行っております。町民バレーボール大会と町民体育祭、これ隔年で行ってまして、14年度に町民体育祭を行って15年度は町民バレーボール大会、ことし、今度の日曜日に町民体育祭を予定をいたしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>大前委員</p>	<p>志染も2年に1回ですか。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>いえ、毎年やってます。</p>
<p>大前委員</p>	<p>毎年あるんですか。去年やられてなかったのかなと思って。</p>
<p>和泉委員</p>	<p>いえいえ、毎年。</p>
<p>大前委員</p>	<p>ああ、そうですか。これ、細川さんに悪いから合わせてあるのかな。ありがとうございます。</p>
<p>加古議長</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>ご発言がないようでございましたら、お諮りをさせていただきたいと存じます。</p> <p>協議第59号 各種事務事業（イベント関係）の取扱いにつきまして</p>

<p>加古議長</p>	<p>ては、原案に賛成のお方の挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全員挙手でございまして、協議第59号 各種事務事業(イベント関係)の取扱いについては、原案のとおりとさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、一応予定いたしておりました協議の関係につきまして終わりましたので、ここで10分程度休憩をとらせていただいて、またたばこなりお吸いいただいたらと、お茶飲んでいただいたらと... ...</p> <p>休憩 午後3時25分</p> <p>再開 午後3時36分</p>
<p>加古議長</p>	<p>それでは、ただいまから会議を再開させていただきます。</p> <p>次の提案を予定いたしております事柄について説明を申し上げます。事前提案事項につきましては、第60号から第68号までの9件について一括説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りのほどをお願いいたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>小谷事務局長</p>	<p>それでは、提案事項につきまして、第60号から第68号まで一括して説明を申し上げます。</p> <p>まず、資料77ページの方をお開きをいただきたいと思います。</p> <p>提案第60号でございます。各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて、次のとおり提案をするといたしまして、</p> <p>1の教育相談事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>2の要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。</p> <p>3の奨学金支給事業については、平成18年度までに新たな制度を</p>

検討する。

4として、学校給食事業については、合併後5年以内を目途に調査検討し、実施する。それまでは現行のとおりとする。

5の市町立幼稚園については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年以内に新たな制度を検討するをいたすものでございます。

資料78、79ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、1番目の教育相談事業につきましては、一般教育相談なり発達教育相談がございますけれども、発達教育相談において両市町において違いがございます。調整内容といたしましては、大学教授等の相談もあり充実しております三木市の制度に統一しようとするものでございます。

2番の要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業につきましては、両市町において実施されておりますけれども、支給費目の学校給食費、医療費において支給金額において充実をしております三木市の制度が妥当と判断いたしまして、三木市の制度に統一されます。

3の奨学金支給事業につきましては、学資の支弁が困難と認めら得る者に対し学資の一部を援助する制度でございますけれども、両市町において支給内容に相違がございます。三木市では高校生、大学生が対象であり、吉川町は高校生のみでありまして、ただ給付額や支給方法に違いがございます。したがって、平成18年度までに新たな制度を検討することにいたしております。そのため平成17年度は現行のとおり実施されることとなります。

次の80ページをお開きをいただきたいと思います。

学校給食事業につきましては、現在、三木市におきましては小学校及び養護学校で実施をいたしております。一方、吉川町では幼稚園、小学校、中学校で実施をいたしております。今日、学校給食をめぐる状況といたしまして、児童生徒の食生活の乱れとか、市民ニーズの多様化、核家族化の進展などによりまして、子供を取り巻く環境が変化をしまっております。国の方では栄養教諭制度の創

設や、県下でも中学校給食におきましてデリバリー方式による学校給食や弁当の配食制度を創設した事例も出てまいっております。また、三木市におきましては、保護者等から幼稚園及び中学校でも学校給食を望む声もあるほか、現在、学校給食調理業務の民間委託を推進している状況でもございます。

こうした情勢から、新市における学校給食の実施につきましては、教育委員会に、仮称ではございますが、学校給食あり方調査検討委員会を設置をいたしまして、合併後5年以内を目途に最も適切なあり方を調査、研究するものとしたしまして、それまでは現行のとおりとしようとするものでございます。

次の5番の市町立幼稚園につきましては、両市町におきまして4歳児の扱いと入園料、保育料に違いがございます。各幼稚園は現行のとおり新市に引き継がれますが、合併後3年以内に新たな制度が検討をされることにしております。それまでの間は現行のとおりとなります。

次の82ページでございますけども、ここでは保育料の納付につきましては、若干日が違いがございますけども、合併時には三木市の制度に統一することとしております。

83ページには関係法令、また84ページから86ページには先進事例を掲載をいたしております。

次に、提案の第61号でございます。

資料の87ページをお開きをいただきたいと思います。

提案第61号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案をいたすものです。

1として、吉川町の農業委員会は三木市の農業委員会に統合する。

2として、農業委員会の委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、吉川町の農業委員会の選挙による委員のうち8名に限り、三木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き三木市の農業委員会の選挙による委員として

在任する。この場合において8名の選出については、吉川町の農業委員で選挙による委員である者の互選によると。

3として、特例期間終了後の委員の定数については、合併後調整するというものでございます。

88ページをお開きをいただきたいと思います。

1番の吉川町の農業委員会は、三木市に吉川町が編入合併することによりまして、新三木市では一つの農業委員会となります。そのため、吉川町の農業委員会は三木市農業委員会に統合することになります。

2の農業委員会の委員の定数及び任期につきましては、合併の特例が採用され、吉川町の委員のうち選挙で選ばれた委員のうち8名に限り三木市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き在任することになります。

なお、編入合併の場合、三木市の農業委員会の委員には影響はございません。そのまま在任となります。

そこで、吉川町の在任する委員の数につきましては、三木市、吉川町の農業就業人口の案分によりまして算出することとしておりまして、89ページの資料で中ほどに、三木市、吉川町の場合といたしまして、三木市の農業就業人口は農業センサスによりまして2,519人、吉川町は1,277人となっております。そこで、人口案分をいたしますと、三木市の16人にその割合を掛けますと8人ということになります。

この場合におきまして、8名の選出につきましては、吉川町の農業委員会で選挙による委員である者の互選によって行われることとなります。

なお、吉川町の推薦により選任されている3名の方は失職となります。

また、特例期間終了後、すなわち三木市の農業委員会委員の現在の任期満了に伴います次期の委員の定数につきましては、合併後調

整することにしております。

次に、提案第62号でございます。

資料の94ページをお開きをいただきたいと思います。

提案第62号 地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する
といたしまして、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定による地域審議会については、設置しないとするものでござい
ます。

95ページをお開きをいただきたいと思います。

合併特例法では、合併後地域住民の意見を施策に反映させ、きめ
細やかな行政サービスを実現するため、市町の協議によりまして地
域審議会を設置することができることとなっております。

しかしながら、今回の三木市、吉川町の合併につきましては、行
政のつながりの深い地域でありまして、また新三木市としての早期
の一体性を醸成することを重視をいたしまして、地域審議会を設
置しない方がより早い両市町の融和が図られると判断をいたしまして、
設置しないことといたすものでございます。

しかし、吉川地域では合併に伴い制度や住民サービス等の変化が
大きいことから、住民の意見の反映の場といたしまして、また住民
みずからによる協働参画のまちづくりを推進するため、仮称ではご
ざいですが、住民会議を設置をし、新三木市としての早期の一体性
の醸成と吉川の地域づくりに努めようとするものでございます。

96ページには、関係法令を掲載をしております。97、98ページに
は先進事例を掲載をしております。

次に、提案第63号でございます。

資料の99ページでございます。

提案第63号 特別職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり
提案するというもので、

1として、吉川町の常勤の特別職、町長、助役及び教育長につき
ましては、合併の日の前日をもって失職する。

2として、吉川町のその他の非常勤の特別職については、合併の日の前日をもって失職する。ただし、合併後の審議会等の委員構成等については、適切な配慮措置を講じる。

3の報酬等については、三木市の制度に統一するというものでございます。

次の100ページをお開きをいただきたいと思います。

編入合併に当たりましては、吉川町の常勤の特別職でございます、町長、助役及び教育長につきましては、合併の前日をもって失職となります。

次の101ページでございますけれども、議会議員及び農業委員の取扱いでございますけれども、これにつきましては、また別途協議をさせていただきまして、また提案をしてるところでございますけれども、報酬につきましては三木市の制度に統一をしようとするものでございます。

102ページの方をお開きをいただきたいと思います。

102から107ページにかけましては、非常勤の特別職員の報酬が記載をいたしております。非常勤の特別職につきましては、吉川町におきましては、議会議員及び農業委員の特例を除きまして、すべて合併時に失職となります。ただし、合併後の審議会等の委員構成については、合併のときや改正のときに吉川区域よりの選任について適切な配慮措置を講じることとしまして、新三木市としての早期の一体性の醸成に努めることとしております。また、それぞれの委員会等の報酬につきましては、三木市の制度に統一されます。

次の108ページから114ページまで、これにつきましては関係法令、また115ページには先進事例を掲載をいたしております。

次に、提案第64号について説明をいたします。

資料の116ページでございます。

各種事務事業（情報関係事業）の取扱いについてでございますが、コミュニティ放送（エフエムみっきい）については現行のとおり

とし、放送エリアを吉川町全域に拡大するよう努めるとするものでございます。

次の117ページをお開きをいただきたいと思います。

三木市におきましては、平成8年12月から第三セクターとして運営をしておりますエフエムラジオ放送局の株式会社「エフエム三木」によりまして、暮らしに密着した身近な話題や市政情報を提供をするため、エフエムラジオ放送が行われております。特に通常番組の中では、月曜日から金曜日までは「三木市からのお知らせ」や「三木市の窓」としまして朝、昼、夕方の時間帯に市政情報を放送をしております。また、土曜日、日曜日には「ホリデーみっきい」としまして、三木市からのお知らせをお昼前に流しております。また、災害時の非常時には市民に防災情報を放送することといたしております。

合併後におきましては、このエフエムラジオ放送の受信エリアを吉川町区域全域に拡大するよう努めようとするものでございます。

次に、提案第65号について説明をさせていただきます。

資料119ページでございます。

提案第65号 各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについてでございますが、社会福祉協議会の統合については、両市町社会福祉協議会の合併協議にゆだねるとしております。

120ページの方をお開きをいただきますようお願いいたします。

三木市と吉川町社会福祉協議会におきましては、事業及びその運営において違いがございます。社会福祉協議会は各自治体に1団体と社会福祉法に定められております。今回の両市町の合併協議にあわせまして、三木市・吉川町社会福祉協議会合併協議会が設置をされております。ことしの5月に第1回が開催をされておきまして、11月にも第7回目が開催をされておるようでございます。今後も三木市・吉川町社会福祉協議会の合併に向け調整が図られることになっております。

したがいまして、社会福祉協議会の統合につきましては、両市町社会福祉協議会の合併協議にゆだねられることとなります。

121ページには関係法令、また122ページには先進事例を掲載をいたしております。

次の提案第66号でございます。

123ページでございます。

提案第66号 各種事務事業（行政区（自治会・行政連絡機構）関係）の取扱いについてでございます。

行政区（自治会・行政連絡機構）の制度については、合併時に三木市の制度に統一するとしております。

124ページ、125ページをお開きをいただきたいと思えます。

自治会・行政連絡機構制度につきましては、三木市では住民自治組織の代表者を区長としまして、住民に行政の現況を周知させるとともに、住民の要望を行政に反映させ、地域の発展に資するため、区長を市の非常勤嘱託に位置づけをしております。

現在、8地区の区長協議会のもと148自治会がございます。またこれらの地区区長協議会の統括組織といたしまして、区長協議会連合会が組織をされております。

一方、吉川町でも同様の趣旨で自治会がございまして、3つの地域に46の自治会がございます。それらを統括する組織として区長協議会が設けられております。

これら調整の結果、この自治会につきましては、合併時に三木市の制度に統一することとしまして、吉川町区長協議会は吉川地区1地区として、三木市区長協議会連合会に加入され、活動を願うこととなります。

126ページには、先進事例を掲載いたしております。

次に、提案第67号でございます。

ページ127ページでございます。

提案第67号 その他必要な事項の取扱い（その2）についてでござ

ざいですが、

1としてC I計画については、合併時に再編する。

2番の新婚世帯家賃補助事業については、合併時に三木市の制度に統一する。

3番の国民体育大会の実行委員会については、現行のとおりとし、実施本部については、合併時に再編するというものでございます。

それでは、128、129ページをお開きをいただきたいと思います。

1番のC I計画につきましては、シティー・アイデンティティーということで、地域の個性、特性を生かして市町村が地域の振興なり活性化を進めることを目的とした戦略的な計画のことでございますけども、吉川町におきましては町の活性化事業として取り組まれております。町内外に元気なまち「よかわ」を発進するために、山田錦まつりやウオーキング大会などの事業が展開をされております。

三木市では地域の活性化事業は各地区の公民館を中心に展開をされておりますが、合併後は新市として各地域において住民主体のまちづくりを進めていくために、各地区の特性を生かしたイベントや住民活動に対して支援をするため、新たな地域づくりとしてのコミュニティ・アイデンティティーづくりの方策について再編しようとするものでございます。

2番の新婚世帯家賃補助事業につきましては、三木市において若年世帯の定着化を目的として、新婚世帯に家賃補助を実施をしております。合併後は吉川区域にも事業の拡大を図ろうとするものでございます。

次の130、131ページをお開きをいただきたいと思います。

3の国民体育大会につきましては、三木市ではサッカー（少年少女）または、馬術につきましては全種目、さらにスポーツ芸術が実施をされます。吉川町ではソフトテニス（少年少女）が実施をされます。大会実施の18年10月に向けまして、三木市、吉川町それぞれの実行委員会におきまして、住民への啓蒙、啓発なり大会への協力

依頼などが進められておるところでございます。

したがいまして、実行委員会は合併後もそれぞれの地域で引き続き住民への啓蒙、啓発や大会への協力依頼を行うこととなります。特に吉川町では、大会参加者の町内での宿泊計画がございまして、いわゆる民泊を通じて交流を図り、町の活性化につなげようとしておられるために、実行委員会は現行のとおり存続させ、実施することとしております。

132ページの方でございますけども、本大会は合併後の実施となるために、実施本部は合併後に再編され、大会実施に向け推進体制の整備が図られることとなります。

133ページには、その事業説明と先進事例を掲載をいたしております。

次の提案第68号でございます。

資料134ページをお開きをいただきたいと思います。

提案第68号 合併協定調印式について、別添のとおり提案しております。

135ページをお開きをいただきたいと思います。

ここには、三木市・吉川町合併協議会合併協定調印式実施要綱をお示しをしております。この内容は、三木市と吉川町の合併協議の協定項目の協議が終了いたしますと、三木市と吉川町の両市町長によりまして、協議会で協議、承認された項目の内容を記載した合併協定書をご確認をいただき、署名、調印を行なうものでございます。

開催日時といたしましては、平成17年の2月2日の水曜日、午前10時から行うことを予定をさせていただいております。会場につきましては、三木市立教育センターの4階大研修室でございまして、出席者につきましては、三木市長、吉川町長、合併協議会の委員の皆様、また三木市、吉川町の議会議員の皆様、その他といたしております。また、来賓につきましては、兵庫県知事、また顧問でいらっしゃる鷲尾先生にもお願いをしたいと考えております。時間

	<p>的には1時間程度を予定をいたしております。</p> <p>この合併協定書の案につきましては、次回の12月の協議会におきまして、今回提案されました議案が協議をされまして、すべての協定項目について結論が出されるわけでございますけれども、最終の協定書の確認につきましては、さらに次の1月の協議会においてしていただく予定にしておりまして、それが済みますとこの2月に調印式を迎えるということになります。</p> <p>この協定書の150ページ、また151ページのところでは、各協議会委員の皆様にも立会員として署名をしていただくことになっておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。</p> <p>以上で提案事項の9点につきまして、一括説明をさせていただきました。これで終わらせていただきます。</p>
加古議長	<p>説明が終わったわけでございます。また次の機会にご審議を煩わすわけでございますが、ご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。</p> <p>それでは、ご発言がないようでございます。十分とご清覧いただきながら、またご審議のときに適切なるご指導を賜りますことをお願いを申し上げ、これで提案の説明を終わらせていただきます。</p> <p>その他では、協議会日程について事務局よりご説明申し上げます。</p>
小谷事務局長	<p>その他といたしまして、協議会の次第の方に掲げておりますように、次回の協議会につきましては、12月22日、水曜日、午後1時30分より。会場につきましては、三木市立教育センター大研修室を予定をいたしております。</p> <p>また、1月につきましては、まだここに記載をしておりませんが、今のところ1月27日の日に開催を予定をいたしております。また調整方よろしくお願いをしたいと。またその案内は次回のときに正式に報告をさせていただきます。</p> <p>日程につきましては、以上のとおりでございます。</p>
加古議長	<p>その他につきましては、事務局からご説明させていただきました。</p>

<p>加古議長</p>	<p>ほかにご質問等はございませんか。</p> <p>ないようでしたら、本日の協議会はこのあたりでお開きとさせていただきます、よろしゅうございますか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、協議会副会長の岩波町長さんからおあいさついただきます。</p>
<p>岩波副会長</p>	<p>大変長時間にわたりまして、ご協議をいただきましてありがとうございます。協議事項につきましては、全議案につきまして、全会一致でご承認をいただきました。心から厚く御礼を申し上げます。</p> <p>この協議会は、合併の重要事項につきましてご協議をいただいておりますが、今回私ども特に当初から気にかけておりました議会議員の定数及び任期の取扱いについて、これ先ほど全会でご承認をいただきました。大変これは重く私も受けとめておりますが、これに至るまでには、吉川町の議長さんを初め議員の皆さん方につきましては、この合併の目的なり現下の住民の思い、この辺を十分お酌み取りをいただきまして、吉川選挙区3名という在任特例を延長を使わないということでご理解をいただき、おまとめをいただいたことに対しまして、心から私は敬意を表したい、このように存じます。</p> <p>また、10月の終わりから住民説明会、各委員さんご多忙の中、夜ご参加をいただきました。また、職員の皆さん方にも休みの中、説明会に参加をしていただきました。改めて心から厚く御礼を申し上げます。</p> <p>本年最後の協議会が12月22日、そして調印が来年の2月2日と、この日程がほぼ決まりました。いろいろ問題がありますが、順調にこのことが進んでいることを非常にうれしく思っております。どうぞ今後もこの目標に沿ってうまく進んでいきますように、協議会の委員の皆さん方の格別のご指導をいただきますようお願いを申し上げます、最後に顧問の鷲尾先生、ご多忙の中ご出席をいただきまして、</p>

加古議長

心から厚く御礼を申し上げまして、会議を閉じさせていただきます。
ありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後4時8分